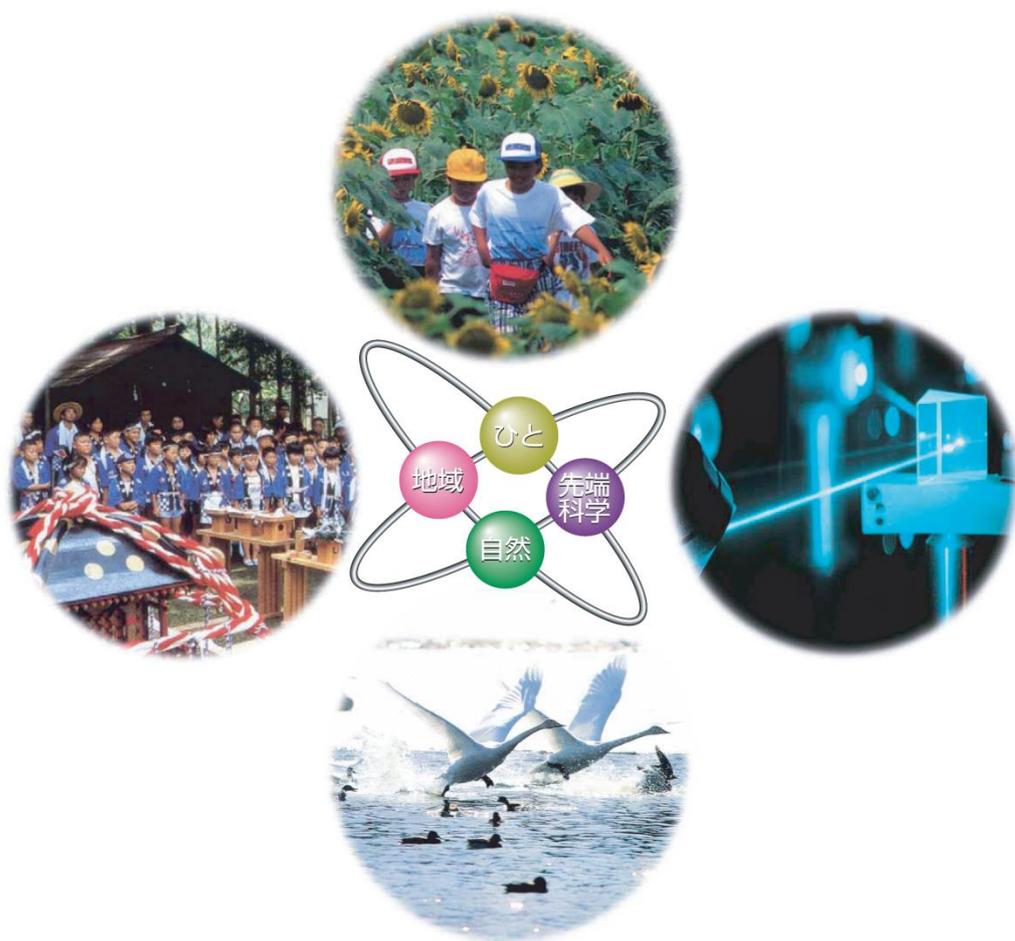


那珂町・瓜連町 新市まちづくり計画 変更計画



令和2年3月

那珂市



目次

	頁
1. 序論.....	1
(1) 合併の沿革.....	1
(2) 合併の必要性.....	2
(3) 計画策定の方針.....	3
2. 新市の概況.....	4
(1) 位置と地勢.....	4
(2) 人口と世帯数.....	5
(3) 土地利用.....	5
3. 主要指標の想定.....	6
(1) 人口.....	6
(2) 世帯数.....	6
(3) 年齢階層別人口.....	7
(4) 産業別就業人口.....	7
4. 新市建設の基本構想.....	8
(1) まちづくりの基本目標.....	8
(2) まちづくりの基本方針.....	9
(3) 土地利用基本構想.....	10
5. 新市建設の基本計画.....	12
施策体系.....	12
(1) 安全で快適な住みやすいまちづくり.....	13
(2) 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり.....	15
(3) 豊かな心と文化を育むゆとりある教育のまちづくり.....	17
(4) 活力があり賑わいのあるまちづくり.....	18
(5) 市民との協働によるまちづくり.....	19
(6) 行財政運営の効率化による自立したまちづくり.....	19
6. 県事業の推進.....	20
7. 公共施設の統合整備と適正配置.....	21
8. 財政計画.....	22
(1) 歳入.....	22
(2) 歳出.....	23



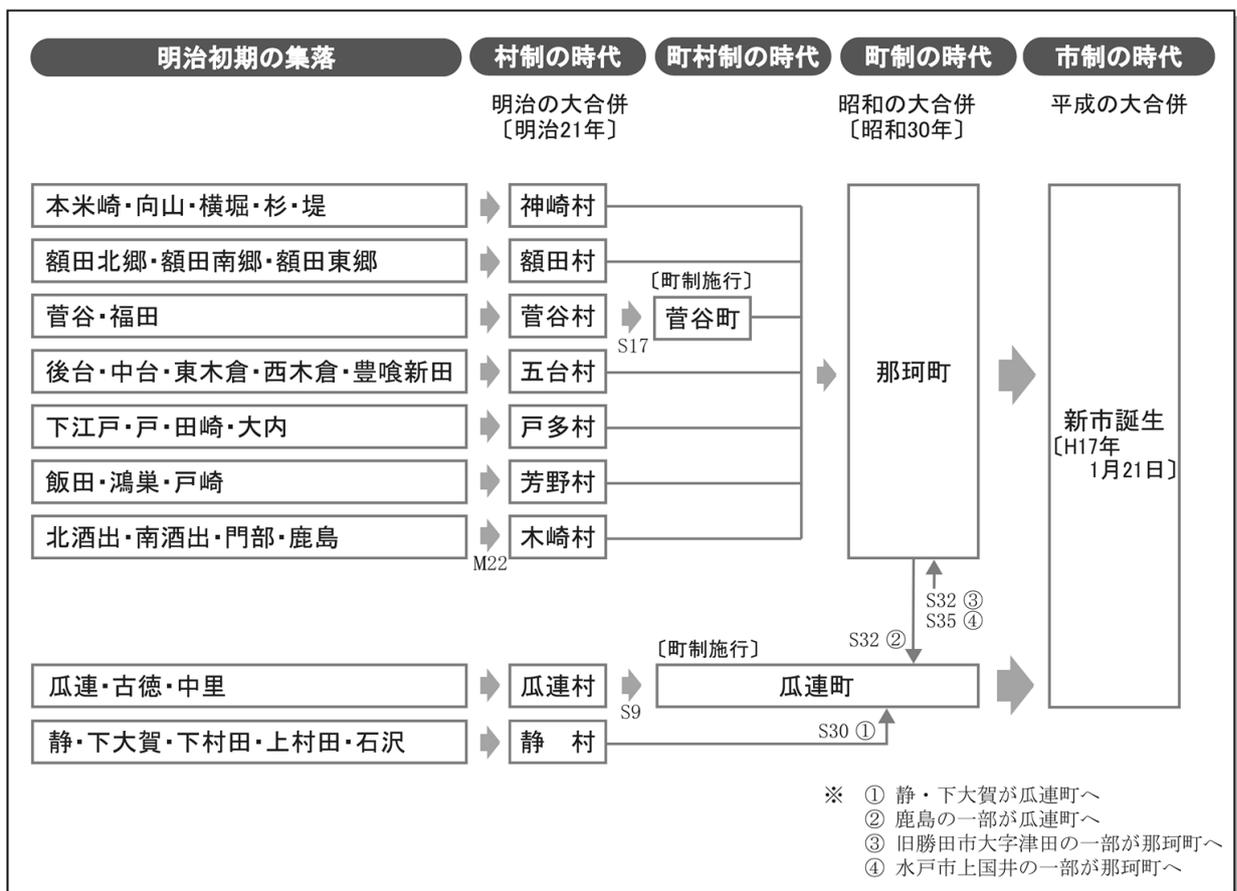
1. 序 論

(1) 合併の沿革

那珂町と瓜連町を含むこの地域は、明治初期には30余りの自然集落により形成されてきました。これらの地域は、日本の近代化に伴う大きな動きの中で、二度の大きな合併を経てきました。

最初は、「明治の大合併」と言われた明治21年4月の「市制・町村制」の公布に伴うものであり、現在の那珂町においては26の集落が7村に、瓜連町においては8つの集落が2村となりました。二度目は、戦後の昭和28年9月に交付された「町村合併促進法」による「昭和の大合併」であり、昭和30年3月に菅谷町など1町6村が合併して那珂町に、瓜連町は静村の一部を合併して現在の町の原形が整いました。

それから半世紀が経過し、中央集権から地方分権に向け「平成の大合併」が全国的に進んでいる中で、両町においても合併することにより「新しい市」として生まれ変わり、新たな時代に対応した自治体を目指します。



(2) 合併の必要性

地方分権が本格的実行段階にある中で、住民に必要な行政サービスは地域の裁量において決定し提供していくことが求められており、合併の必要性は以下のとおりです。

1. 生活圏の広域化への対応

両町は、住民の通勤・通学や買い物などの日常生活において一体的な生活圏を形成しており、こうした生活行動を支える交通網も整備されてきています。また、住民生活に密着した消防、福祉などの行政サービスを共同して実施してきた実績があります。

しかしながら、交通・情報通信手段の発達等により、日常的な住民の行動範囲は自治体の枠を超えて拡大しており、これまでより広域的な視野に立った対応を図る必要があります。

2. 少子高齢化への対応

両町の平成 12 年国勢調査における高齢化率は 18.6%であり、今後より一層少子高齢化が進展することが予測され、子育て支援の環境整備や高齢者を支える人材の確保が課題となっています。

このため、財政基盤の強化、専門職員等の充実を図り、高齢者に住みやすく、かつ若者に暮らしやすい魅力あるまちづくりを進める必要があります。

3. 地方分権への対応と行財政基盤の強化

地方分権が進む中においては、地域ニーズに合った施策を地方自治体自らが判断・実施する政策形成能力の向上が望まれており、職員の能力開発や人材育成・確保が必要となります。

また、地方財政は厳しさを増しており、新たな人材確保のための財源や、投資的な経費・新規需要に対応した財源ばかりではなく、これまでの施策を継続していくための財源を確保することも難しくなっています。

このため、那珂町と瓜連町とが合併することにより、日常業務の効率化や人件費等経常的経費の削減を図りつつ、新たな財源を生み出す工夫を行うとともに、必要な事業を行うための有利な財政措置を活用することが求められます。

那珂町と瓜連町は、それぞれが実施してきたまちづくりの実績を尊重しつつ、合併により新たなまちづくりに取り組んでいきます。

(3) 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

本計画を策定する趣旨を、次のとおりとします。

- ア) 新市の建設を総合的かつ効果的に推進する
- イ) 新市の一体性の速やかな確立と、住民福祉の向上を図る
- ウ) 新市の均衡ある発展を図る

また、新市の建設計画を策定するにあたっては、両町の総合計画の理念をふまえ、まちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合計画に委ねるものとしてします。

	那珂町	瓜連町
計画名称	第5次那珂町総合計画	第4次瓜連町総合計画
計画期間	平成13年度～22年度	平成14年度～23年度
将来像	人にやさしく文化の香り高いまち	こころ豊かで活力あるまち ～水と緑・桜と白鳥のまち うりづら～
基本理念	①ひとにやさしく、環境にやさしいまちづくり ②自立した個性あふれるまちづくり ③すべての人々の社会参画によるまちづくり	①豊かさの実感 ②町民参加 ③自然との調和

2. 計画の構成

本計画は、次の項目で構成します。

- ア) 新市を建設していくための基本方針
- イ) 新市建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ウ) 公共的施設の統合整備に関する事項
- エ) 財政計画

3. 計画の期間

本計画の期間は、東日本大震災等による特例措置の延長を受け、合併年度およびそれに続く20カ年度を5年間延長し、令和11年度までの25カ年度とします。

2. 新市の概況

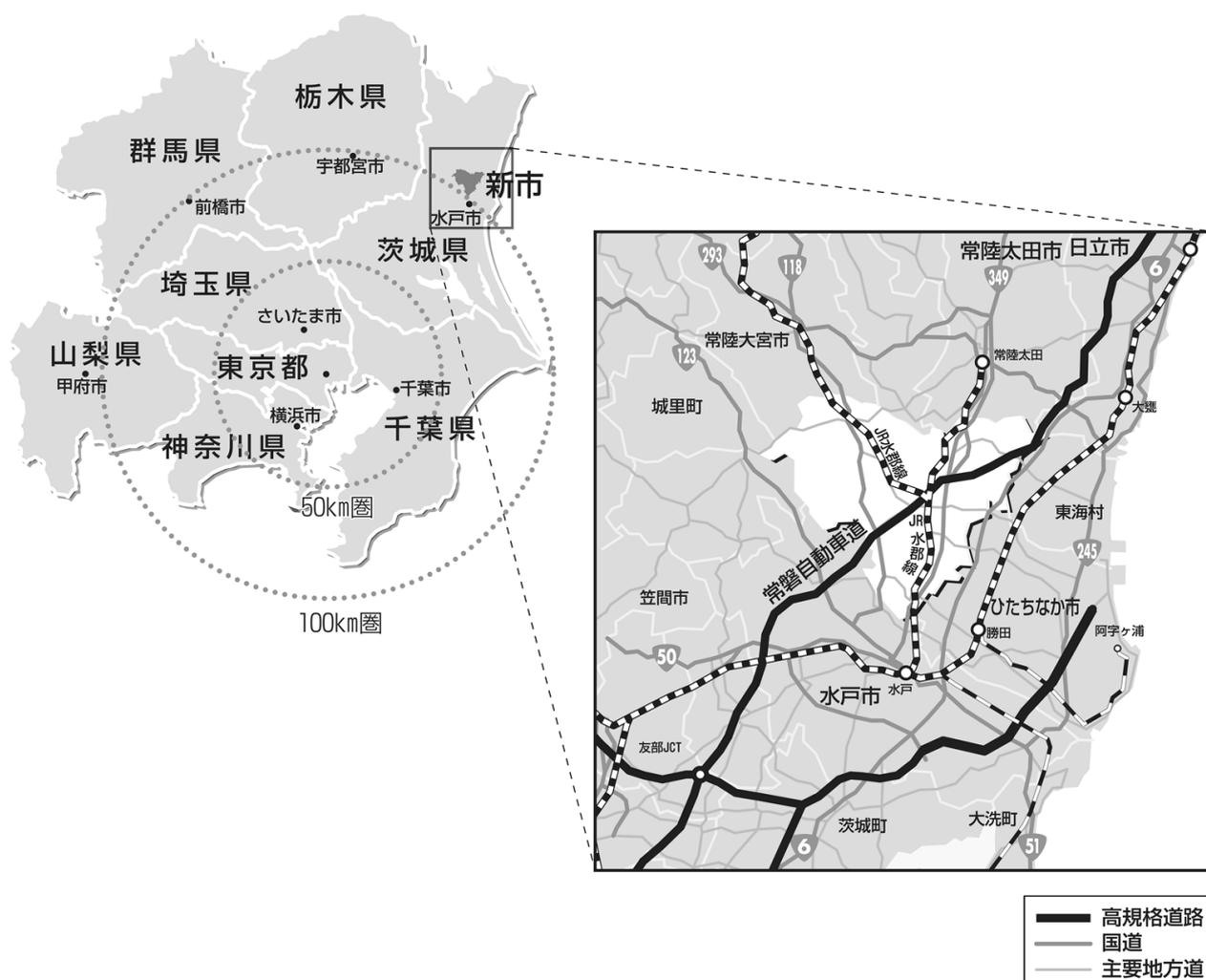
(1) 位置と地勢

新市は、東京の北東約 100km 余り、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、県都水戸市やひたちなか市と隣接しています。

新市の北側は久慈川が西から東へ、西側は那珂川が北西から南東へそれぞれ流れています。地形は、久慈川と那珂川の沿岸に拓けた水田地帯と、この両一級河川にはさまれたほぼ平坦な那珂台地からなり、面積は 97.82 km²です。

新市の道路網は、国土幹線の常磐自動車道および国道 6 号、349 号、118 号が市域をほぼ南北に縦断し、首都圏内各地を結んでいます。また鉄道は、JR 水郡線が市域の中央を走っています。

◆新市の位置◆

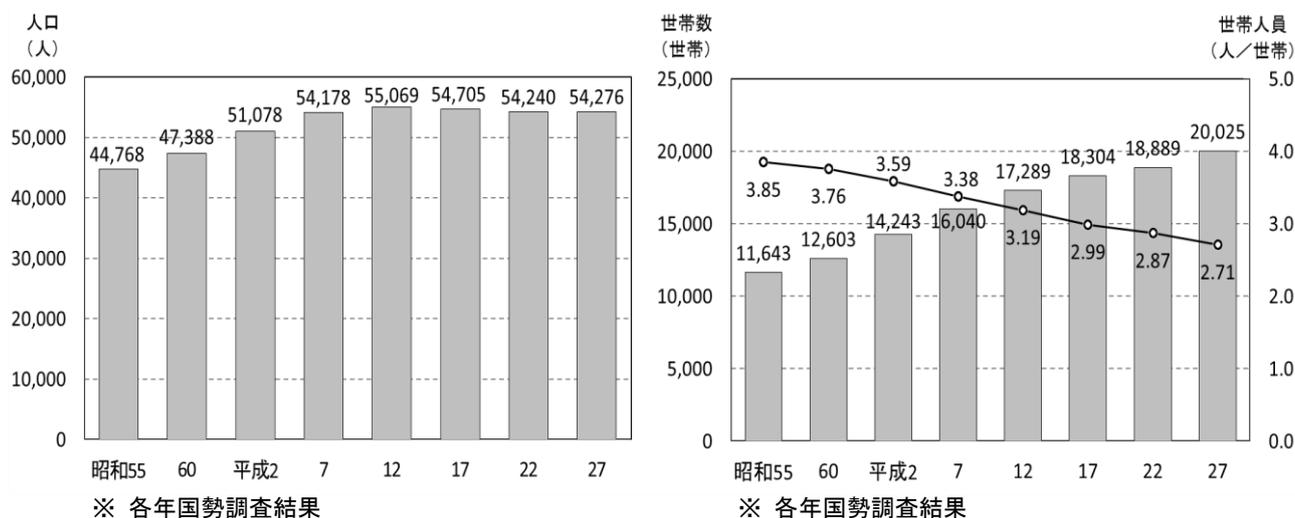


(2) 人口と世帯数

新市の人口は昭和 30 年以降増加を続けてきました。平成 12 年の人口は 55,069 人となり過去最大となりました。しかし、平成 17 年からは減少傾向に転じ、平成 27 年には 54,276 人となりました。

世帯数については増加の一途をたどっており、平成 27 年における 1 世帯当たりの平均人員は 2.71 人となっています。

◆両町の人口と世帯数の推移◆



(3) 土地利用

新市の総面積は 9,782ha です。地目別土地利用では、多い順に 1 位が「畑」(総面積に占める割合は 23.3%、以下同じ)、2 位が「田」の 20.5%です。農地が約半数の 43.8%を占めています。

次いで 3 位は「山林」の 16.2%、4 位は「宅地」の 16.1%となっています。

なお、新市の全域が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は 976ha(10.0%)となっています。

◆地目別土地面積◆

地目	面積 (ha)	構成比 (%)
田	2,006.5	20.5
畑	2,283.4	23.3
宅地	1,578.9	16.1
山林	1,584.8	16.2
原野	267.9	2.7
雑種地	607.4	6.2
その他	1,453.0	14.9
合計	9,782.0	100.0

◆地域・地区指定面積◆

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	9,782	100.0
・市街化区域	976	10.0
・市街化調整区域	8,806	90.0
区分	面積 (ha)	総面積に占める割合 (%)
農業振興地域	8,756	89.5
農用地区域	2,439	24.9
河川区域	321	3.3

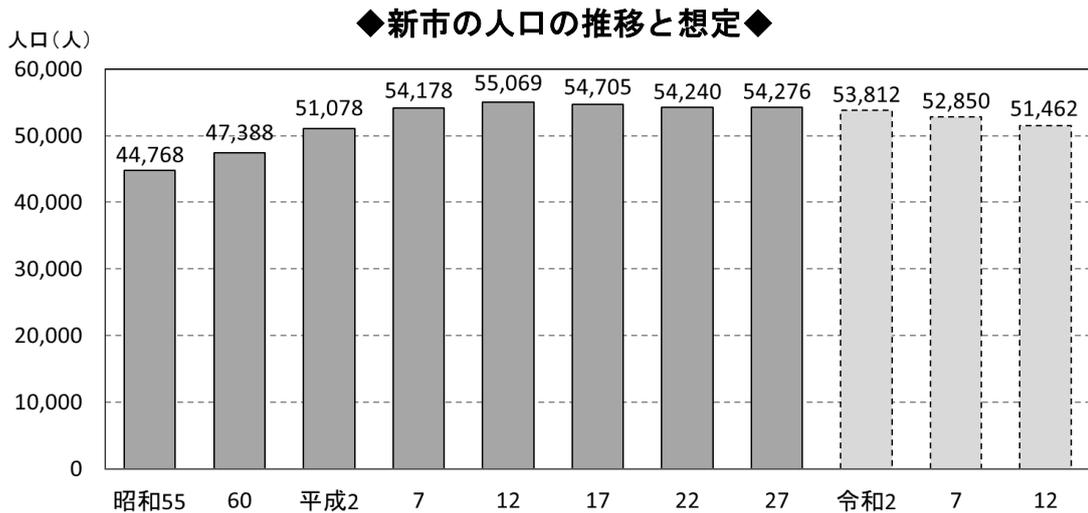
茨城県市町村課「茨城県市町村概況」(平成 31 年 1 月現在)

3. 主要指標の想定

(1) 人口

両町の人口は高度経済成長に伴い順調に増加を続けてきましたが、バブル経済崩壊後の平成7年以降は増加傾向の鈍化がみられ、平成17年には減少傾向に転じました。

平成27年には54,276人となり、これまでの人口推移および少子高齢化をふまえ、本計画では、令和12年の計画人口を51,462人と想定します。

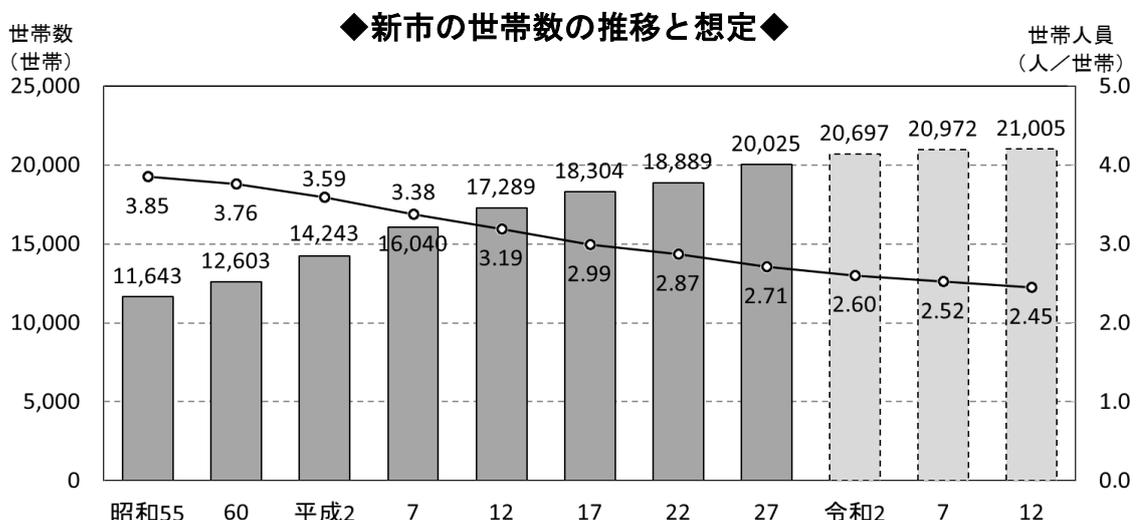


※平成27年までは国勢調査結果、令和2年～12年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)による

(2) 世帯数

両町の合併前20年の世帯数の推移は、5年間当たり1.1倍前後で増加を続けてきましたが、近年は鈍化傾向にあります。今後もこの傾向は継続することが予想されることから、本計画では、令和12年の世帯数は21,005世帯と想定します。

また、一世帯当たりの人員は減少し続けており、今後も単独世帯等の増加により傾向は継続すると見込み、令和12年は2.45人と想定します。

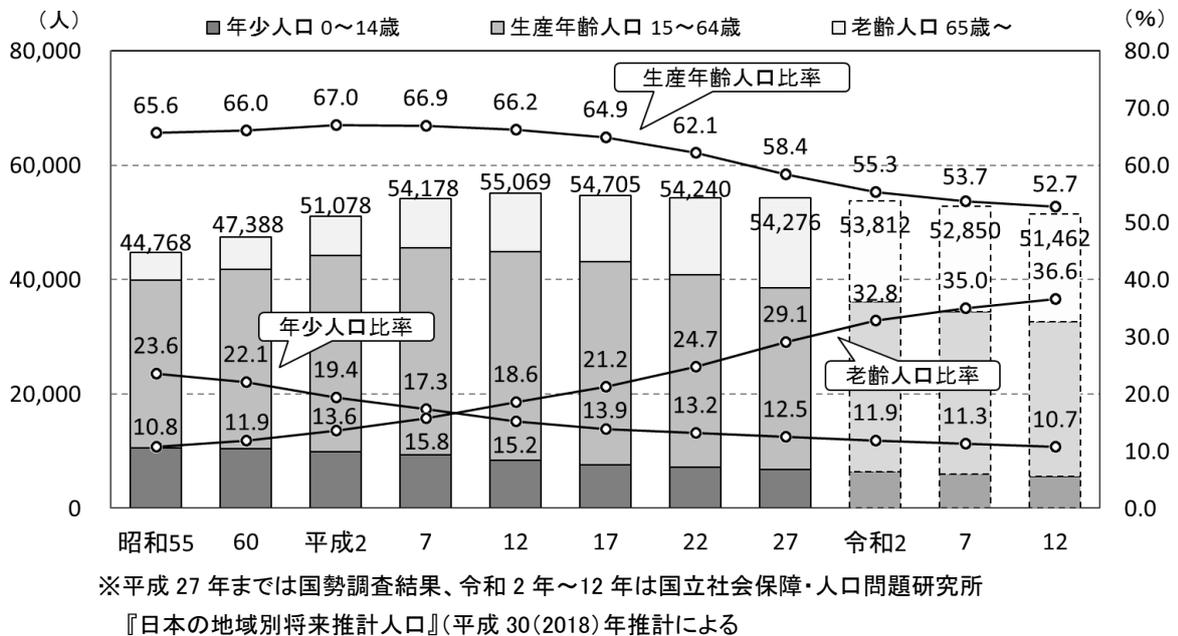


※平成27年までは国勢調査結果、令和2年～12年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)による茨城県の推計値を基に推計

(3) 年齢階層別人口

両町のこれまでの年齢階層別人口の推移から、今後においても少子化および高齢化の傾向が続くものと予測されます。これらのことをふまえ、本計画では、令和12年の年少人口率を10.7%、高齢人口率を36.6%と想定します。

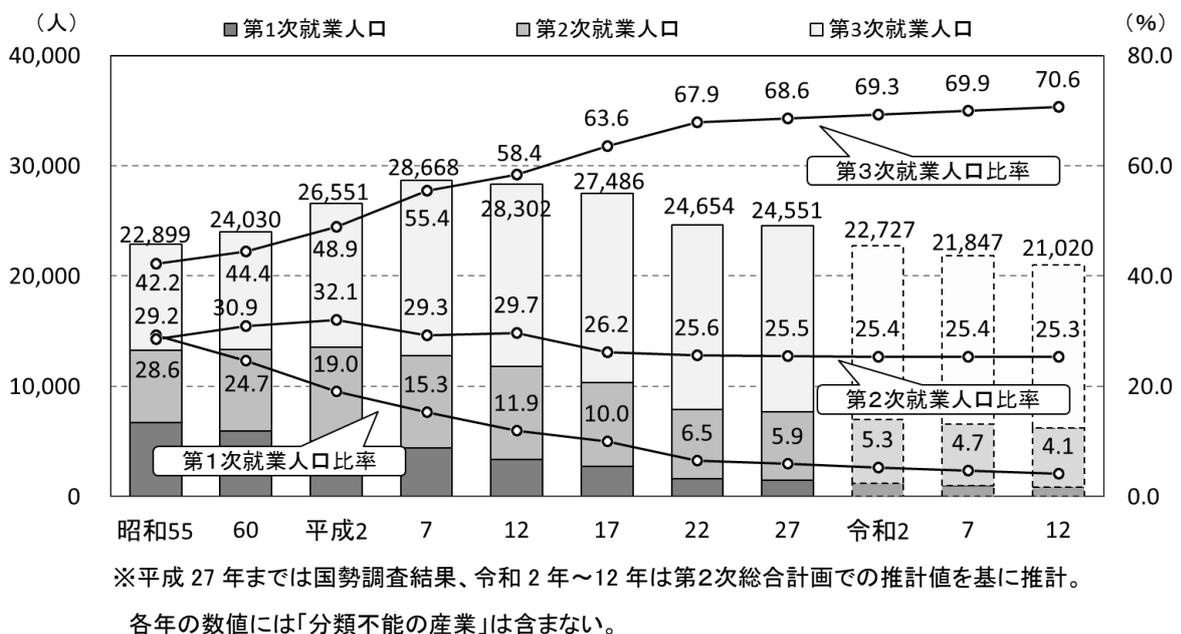
◆年齢階層別人口の推移と想定◆



(4) 産業別就業人口

産業別就業人口の推移は、1次産業の減少と3次産業の増加傾向が継続し、今後も鈍化するものの傾向は続くものと予測されます。このことをふまえ、本計画では、令和12年の就業人口比率を1次産業4.1%、2次産業25.3%、3次産業を70.6%と想定します。

◆産業別就業人口の推移と想定◆



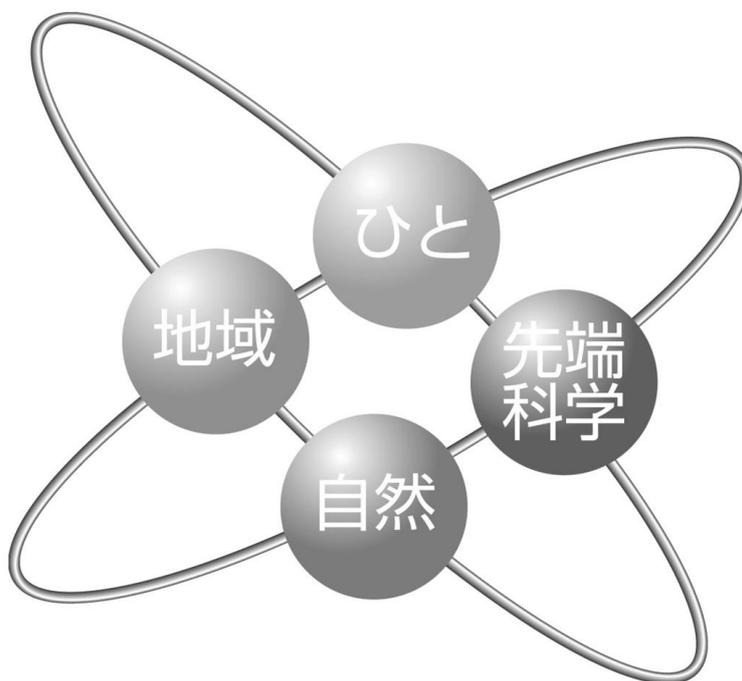
4. 新市建設の基本構想

(1) まちづくりの基本目標

那珂川と久慈川に挟まれた豊かな自然が残る那珂台地の中で、共通の歴史文化を育み共に発展してきた那珂町と瓜連町が合併して生まれる新市は、県都水戸市や、ひたちなか市・日立市などの工業都市に隣接する都市的利便性の高さと良好な住環境をもつ一方で、白鳥の飛来する古徳沼や一の関ため池をはじめとする豊かな自然環境を併せ持つ発展の可能性にあふれた地域です。

新たな地域と人とが結びついて生まれる新市においては、それぞれの地域で受け継がれた文化や伝統、豊かな自然を大切にするとともに、先端的な科学技術等の集積している地域特性を活かしたまちづくりをめざすため、まちづくりの基本目標を次のとおりとします。

自然・地域・ひと・先端科学が融和したまち



(2) まちづくりの基本方針

新市のまちづくりの基本目標を実現するための基本方針として以下の6つの柱を掲げます。

1. 安全で快適な住みやすいまちづくり

新市のもつ貴重な財産である自然豊かな地域環境と共生するまちづくりを進めるとともに、市民の利便性向上、生産・流通活動の円滑化および広域化への対応を図るため、交通ネットワーク機能や情報通信基盤等の社会基盤の整備を推進します。

また、自然災害や原子力災害に対する防災機能の充実や防犯施策の推進により、安全な暮らしの確保を図ります。

2. 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

少子高齢社会に対応し、子どもから高齢者、障がい者等、誰もが生きがいをもって、生き生きと暮らせるまちづくりに向け、市民・地域と行政等の協働により、子育て支援や高齢者福祉をはじめとする各種施策の充実を図ります。

3. 豊かな心と文化を育むゆとりある教育のまちづくり

両町が育んできた歴史や伝統文化を新市として受け継ぎ、新しいまちの文化として発展させていくため、市民一人ひとりが持つ能力を高め、充実した人生を送れるよう学校教育や生涯学習の充実を図ります。

4. 活力があり賑わいのあるまちづくり

従来からの基幹産業である農業、近年大きな伸びを示しているサービス業やハイテク企業・先端的な研究機関の立地する地域特性を活かした工業など、活力あるまちづくりに向け産業の振興を図ります。

5. 市民との協働によるまちづくり

まちの主役である市民が、主体的にまちづくりを進められるよう、市民・各種団体・企業等と行政がお互いの役割や責任を担う協働によるまちづくりを図ります。

6. 行財政運営の効率化による自立したまちづくり

合併による自治体規模の拡大による効果を活かし、重複する事務事業の整理合理化等により効果的な行財政運営に努めるとともに、専門職員の配置等による行政サービスの充実を図ります。

(3) 土地利用基本構想

まちづくりの基本方針に基づき、新市の土地利用基本構想を次のとおりとします。

1. 賑わいとゆとりある2つの市街地の形成（市街地ゾーン）

菅谷地区市街化区域については、新市の顔としての賑わいのある中心市街地機能と良好な住環境機能のバランスに配慮した整備を図ります。

また、瓜連地区市街化区域についても、計画的な都市基盤の整備を図ります。

2. 地域特性に応じた快適な居住環境の整備（居住ゾーン）

市街化区域については、用途地域制度や地区計画制度等を活用し、秩序ある住宅地の形成を図ります。

また、市街化調整区域における集落地については、優良農地の保全を図るとともに、地域特性に応じた居住環境の整備を図ります。

3. 先端産業拠点および研究拠点の充実（先端産業ゾーン）

優良企業の立地が進む那珂西部工業団地への企業誘致を推進するとともに、世界最先端の核融合研究拠点である独立行政法人日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所の立地特性を活かした産業の振興を図ります。

4. 豊かな自然環境の保全と活用（自然環境ゾーン）

新市西部地区は、森林等の自然資源豊かな地域であり、県民の森や静峰ふるさと公園、那珂総合公園、下江戸河原などといった公園や観光レクリエーション機能が集積していることから、その機能の保全・充実を図ります。

5. 機能的な交通ネットワークの形成

生活圏の広域化が進んでいる市民の利便性向上に資する重要な社会基盤として、都市計画道路等の整備を計画的に推進し、機能的な交通ネットワークの形成を図ります。

◆土地利用基本構想図◆



5. 新市建設の基本計画

まちづくり将来像の実現のために、その基本的な施策体系を次のとおりとし、総合的、計画的に施策の展開を図ります。

◆施策体系◆

基本目標	基本方針	主要施策
自然・地域・ひと・先端科学が融和したまち	安全で快適な 住みやすいまちづくり	防災対策の推進
		防犯対策の推進
		公害の防止
		自然環境の保全
		循環型社会への転換
		地球環境の保全
		交通環境の充実
		土地利用の適正化
		市街地の形成
		居住環境の充実
	健やかで生きがいをもって 暮らせるまちづくり	地域情報化の推進
		地域福祉の充実
		高齢者福祉の充実
		障がい者福祉の充実
		子育て支援の充実
		地域医療の充実
		健康づくりの推進
	豊かな心と文化を育む ゆとりある教育のまちづくり	国際化に対応した地域環境の形成
		学校教育の充実
		生涯学習の推進
生涯スポーツの推進		
青少年の健全育成		
歴史資源と伝統文化の継承と活用		
活力があり 賑わいのあるまちづくり	国際交流・都市間交流の推進	
	農業の振興	
	工業の振興	
市民との協働による まちづくり	商業の振興	
	観光の振興	
行財政運営の効率化による 自立したまちづくり	市民との協働の推進	
	男女共同参画社会の推進	
	効果的・効率的な行政運営	
	財政の健全化	

まちづくりの基本方針に基づき、新市建設のための施策の基本計画を以下のとおりとします。

(1) 安全で快適な住みやすいまちづくり

1. 防災対策の推進

市民の生命・身体・財産を守るため、合併後に地域防災計画の策定を行います。

また、自主防災組織の育成など、市民参加による地域防災体制を確立するとともに、関係機関と連携して消防・防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

自然災害については、災害に対する市民の意識向上を図るとともに、関係機関との連絡網の強化を図ります。

また、原子力災害から市民を守るため、防災資機材の適切な維持管理に努めるとともに、引き続き原子力事業所への監視体制の強化を図ります。また、市民に対し、原子力に関する正しい知識の普及に努めます。

2. 防犯対策の推進

広報紙や防犯ポスター、講演会の開催などにより、市民の防犯意識の高揚と啓発に努めます。また、関係各機関との連携強化により、犯罪の未然防止に向けた防犯体制の強化を図ります。

3. 公害の防止

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・震動・悪臭など、公害を未然に防ぐ環境保全対策の充実に努めます。

4. 自然環境の保全

地域に生息する野生の動植物の保護に努め、身近なみどりや自然を守り、里山の風景や水辺景観など維持保全に努めるとともに自然資源の活用を図ります。

5. 循環型社会への転換

循環型社会の早期実現に向けて、ごみ処理体制の強化と分別収集の徹底を推進するとともに、市民への啓発と意識の高揚を図り、ごみの減量化とリサイクルを推進します。

6. 地球環境の保全

公害の防止、自然環境の保全、循環型社会への転換などの施策との連携により、省資源・省エネルギー対策を推進し環境への負荷の軽減に努めます。

また、学校教育や生涯学習活動を通して、省資源・省エネルギー意識の向上を図ります。

7. 交通環境の充実

市民生活の利便性向上のため、生活道路・幹線道路を整備し、市内道路のネットワーク強化を図り新市の一体性の確立に努めます。

子どもや高齢者、障がいのある方々に配慮した人にやさしい道路環境の整備とともに、交通安全施設の整備や交通安全意識の高揚を図り、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

また、コミュニティバスなどについても、市地域公共交通連携計画に基づき、交通弱者の移動手段の確保に努めます。

8. 土地利用の適正化

本計画（新市建設計画）の土地利用基本構想に基づき計画的かつ適正な土地利用を推進します。

9. 市街地の形成

新市の中心市街地の整備を推進し、賑わいのある都市空間の創出を図るとともに、健全な市街地の形成による良好な都市環境の確保に努めます。また、快適で住みやすい住環境の整備を図るため、住民と行政のパートナーシップにより、まちづくり事業や街路整備事業を推進します。

10. 居住環境の充実

市営住宅の整備及び県営住宅の誘致に努め、良質な公営住宅の確保を目指します。

水源の確保と配水施設の整備により安全で安定した上水道の給水に努めるとともに、公共下水道基本計画に基づき公共下水道事業の整備推進を図ります。

また、公園・緑地の整備や都市緑化推進などにより良好な生活環境の創出に努め、居住環境の充実を図ります。

11. 地域情報化の推進

近年の高度情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備を図るとともに、申請・届出等のオンライン化の推進や新市のホームページの充実など、行政サービスの情報化を積極的に推進します。

◆主要施策・主要事業◆

施策名	主要事業
防災対策の推進	地域防災計画の策定
	消防・防災体制の強化
	防災対策の推進
	消防装備の充実
循環型社会への転換	分別収集とごみの減量化の推進
	リサイクル事業の推進
交通環境の充実	幹線道路整備事業の推進
	生活道路整備事業の推進
	コミュニティバス運営の推進
土地利用の適正化	地籍調査の推進
市街地の形成	上菅谷駅周辺整備事業の推進
	瓜連駅周辺整備事業の推進
	土地区画整理事業の推進
	まちづくり事業の推進
	街路整備事業の推進
居住環境の充実	公営住宅の整備の推進
	公共下水道整備事業の推進
地域情報化の推進	行政情報基盤の整備推進

(2) 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

1. 地域福祉の充実

市制施行に伴い福祉事務所を設置し、生活保護関係業務を始めとする福祉各法に基づく事務を実施し、福祉に関する総合的な相談援助業務の充実を図ります。

また、相互扶助による地域社会の実現のため、地域福祉を支える福祉ボランティアの育成支援や地域ぐるみの支え合い基盤の構築に努めるとともに、社会福祉協議会及び各種関係機関との連携による地域福祉の充実を図ります。

2. 高齢者福祉の充実

高齢社会を迎えて、高齢者が健康で生きがいを持ち積極的に社会に参加できる地域づくりを推進します。

寝たきりやひとり暮らしの高齢者の支援体制づくりを図るとともに、在宅での生活が困難な要介護高齢者が適切な介護が受けられるよう老人福祉施設の確保と適切な介護保険サービスの体制づくりに努めます。

また、保健・医療・福祉との連携による地域ケア体制の充実を図ります。

3. 障がい者福祉の充実

保健・医療・福祉の連携により、障がい者の年齢や障がいの程度に応じた日常生活の支援を推進します。

また、社会福祉協議会などの社会福祉法人及び各種関連機関と連携して障がい者支援の充実及び介護者の負担軽減を図るとともに、障がい者と健常者との交流機会の充実を図るなど、社会参加促進の環境づくりに努めます。

4. 子育て支援の充実

ライフスタイルの変化に伴って多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所の機能を見直すなど、保育サービスの充実に努めます。また、子育て環境の充実、子育てへの不安解消を図るため、子育て支援センターの充実や子育て相談体制の強化を図るとともに、地域ぐるみの子育ての重要性についての意識啓発を図り、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

5. 地域医療の充実

市民が身近で安心して適切な医療が受けられるよう地域医療体制の充実を図り、周辺自治体や医療機関と連携し、救急医療体制の確保に努めます。

6. 健康づくりの推進

市民が健やかで生きがいをもって暮らせるよう、各種検診の拡充、疾病予防に努めるなど、保健事業の充実を図ります。

生活習慣病の予防のため健康教育、健康相談等の充実を図るとともに、福祉・健康増進施設の活用を通じて介護予防や健康づくりの促進に努めます。

7. 国際化に対応した地域環境の形成

国際化に対応したまちづくりを促進するため、インターネットなどを活用して外国語による情報提供や広報活動の機会を増やすなど、外国人にも暮らしやすい環境づくりを推進します。

5. 新市建設の基本計画

◆主要施策・主要事業◆

施 策 名	主 要 事 業
地域福祉の充実	地域福祉活動の促進
	地域福祉計画の策定
	福祉ボランティアの育成・支援
高齢者福祉の充実	在宅福祉サービスの充実
	老人福祉施設の確保
	地域ケア体制の充実
障がい者福祉の充実	在宅福祉サービスの充実
	障がい者の社会参加活動の支援
子育て支援の充実	子育て支援体制の充実
	地域における子育て支援環境の充実
	幼保一元化の推進
地域医療の充実	地域医療・緊急医療体制の充実
	医療福祉の充実
健康づくりの推進	健康診査・予防接種の充実
	健康教育・健康相談等の充実
	感染症対策の充実

(3) 豊かな心と文化を育むゆとりある教育のまちづくり

1. 学校教育の充実

個性豊かで創造性のある人間形成に資するため、児童生徒一人ひとりの個性や能力を引き出し、基礎的な学力・体力の向上を図り、自ら学び考える力を身につける教育を推進するとともに、国際理解教育や情報教育、環境教育、保健教育など、多様な学習内容の充実に努め、教育環境の充実に図ります。

また、学校教育施設の大規模改造など、児童・生徒数の動向や老朽度、耐震診断結果に応じた計画的な教育施設の整備充実に図ります。

2. 生涯学習の推進

文化体験事業の推進や学習情報・相談サービスの提供など、生涯学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習活動の場となる既存社会教育施設等の有効活用や図書館の整備充実に図ります。

3. 生涯スポーツの推進

市民が、年齢や体力に応じてスポーツに親しみ参加できるような環境づくりに努めます。

また、スポーツ団体や利用団体等との連携強化を図るとともに、指導者の育成やスポーツの普及、スポーツイベントの充実に努めます。

4. 青少年の健全育成

家庭・学校・地域社会が連携し、青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

5. 歴史資源と伝統文化の継承と活用

文化財の保護と活用の充実及び郷土芸能など伝統文化の保存・継承に努めます。

6. 国際交流・都市間交流の推進

外国人との交流や市民の海外派遣事業などを通じて、異文化とのふれあいや国際感覚を養う機会を提供するなど国際交流の促進を図ります。

◆主要施策・主要事業◆

施策名	主要事業
学校教育の充実	小中学校等の校舎等の耐震補強事業・大規模改造事業の推進
	学校教育施設の整備充実
	幼児教育体制の充実
	給食センター統合整備の推進
	幼保一元化の推進
生涯学習の推進	各種生涯学習事業の推進・施設の充実
	図書館の整備充実
生涯スポーツの推進	各種スポーツ事業の推進・施設の充実
	各種スポーツ団体・指導者等の育成・支援

(4) 活力があり賑わいのあるまちづくり

1. 農業の振興

農業従事者の高齢化や後継者不足等に対応するため、担い手の育成・確保対策の充実を図るとともに効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ります。

農地については、農業生産基盤の整備のための土地改良事業を推進するとともに優良農地の確保や農地の流動化を推進し農地の有効利用、生産コストの低減を図ります。

また、農村環境の保全に配慮した農道や農業集落排水施設の整備に努めます。

2. 工業の振興

常磐自動車道那珂 IC や常陸那珂港への至近性・利便性、独立行政法人日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所の立地などの優位性を活かし、市内の工業用地への先端科学関連企業の誘致を進めます。

既存企業については、商工会と連携して企業経営の改善・強化に努めます。

3. 商業の振興

まちづくり事業や街路整備事業を計画的に進め、賑わいのある魅力的な中心商業地の形成を図ります。

また、商工会など関係機関と連携し、商業の経営指導、人材育成、融資制度の充実に努め、組織の活性化と経営の近代化を支援します。

4. 観光の振興

既存観光資源の有効活用を図るとともに、特色ある観光行事やイベントの充実に努め、魅力ある観光地の形成を図ります。

また、市内の観光資源を結ぶ観光ルートの確立を図るとともに、周辺市町村との連携による広域観光ルートの形成や PR 活動の連携強化など、観光客の誘致活動の積極的展開により観光の振興に努めます。

◆主要施策・主要事業◆

施策名	主要事業
農業の振興	農業基盤整備事業の推進
	農用地の保全・農地流動化による優良農地の確保
	農業後継者育成、認定農業者制度の推進
工業の振興	先端科学関連企業の誘致
	商工会経営指導事業等の支援
	国・県等の融資制度の活用促進
商業の振興	まちづくり事業の推進
	街路整備事業の推進
	商工会経営指導事業等の支援
	国・県等の融資制度の活用促進
観光の振興	特色ある観光行事・イベントの開催
	広域的観光施策の展開

(5) 市民との協働によるまちづくり

1. 市民との協働の推進

新市のまちづくりに市民が積極的に参画できるよう人材・団体の育成・支援など協働の取り組みの充実を図ります。また、市民の積極的な交流・連携の促進とコミュニティ活動等の市民活動を支援するとともにコミュニティセンター機能の整備充実を図ります。

2. 男女共同参画社会の推進

男女がお互いの個性を認め、尊重し、支えあうことで、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる、「男女共同参画社会」の形成に向けた取り組みを推進します。

◆主要施策・主要事業◆

施策名	主要事業
市民との協働の推進	まちづくりにおける市民参画の推進
	コミュニティセンター機能の整備充実
男女共同参画社会の推進	広報活動の推進

(6) 行財政運営の効率化による自立したまちづくり

1. 効果的・効率的な行政運営

行政評価の推進等による、計画的かつ効率的な行政運営を推進します。

また、IT（情報通信技術）の活用や専門職員の配置等により行政の一層の効率化と住民サービスの向上を図ります。

2. 財政の健全化

新市の財政基盤の強化を図るため、長期的・計画的な財源の確保に努めるとともに、限られた財源の有効活用、予算の効率的な配分を徹底することにより弾力性のある財政構造を維持し、健全財政を堅持します。

◆主要施策・主要事業◆

施策名	主要事業
効果的・効率的な行政運営	行政評価の推進
	IT(情報通信技術) 活用の推進
	行政改革の推進
財政の健全化	効率的な財政運営の推進

6. 県事業の推進

合併後の新市の速やかな一体化を推進し、均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、茨城県が事業主体となって実施する事業について記載します。

◆県主要事業◆

施策名	主要事業
交通環境の充実	国道 118 号整備事業
	県道常陸那珂港山方線(木島大橋)整備事業
	県道城里那珂線(那珂西大橋)整備事業
	県道那珂湊那珂線整備促進
	県道静常陸大宮線整備促進
市街地の形成	都市計画道路菅谷飯田線整備促進
	都市計画道路上菅谷下菅谷線整備促進
	都市計画道路平野杉本線整備促進
防災対策の推進	一級河川大井川改修事業

7. 公共施設の統合整備と適正配置

両町の既存の公共施設については、その機能が重複するものもあり、効率的な活用や整備・運営を進めていく必要があります。既存公共施設の機能の変更にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性やバランスに配慮しつつ、財政事情等を考慮しながら、以下のことを基本として検討を進めます。

新市の事務所については、現那珂町役場を新市役所とし、現瓜連町役場を支所とします。

また、次の施設については、合併後速やかに検討委員会等の組織を立ち上げ、活用方法や機能の再検討を行います。

- 那珂町中央公民館
- 那珂町総合保健福祉センター『ひだまり』
- 瓜連町役場（支所）・分庁舎
- 瓜連町総合センターらぼーる
- 瓜連町立学校給食センター

※施設名は合併前のものです。

8. 財政計画

新市の財政計画は、合併年度の平成 16 年度及びこれに続く 25 年度を対象として、普通会計（総務費や教育費などの基本的な経費を計上したもの）ベースで策定しました。

財政計画は、新市の建設計画を確実に実現するための根幹となるものです。そのため、将来、財政運営の健全性が損なわれるようなことがないよう、合併による各種経費の削減効果や国や県による財政支援措置といったプラスの要因だけでなく、少子高齢化の進展にともない予測される税収入の鈍化や高齢者福祉関連の経費の増加といったマイナスの要因も見込んでいます。

主な歳入項目と歳出項目の推計方法は以下のとおりです。

（1）歳入

1. 地方税

現行の税制度を基本として、新市の将来人口の推移などを勘案して推計しています。

2. 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定しています。また、合併に係わる交付税措置や、合併特例債の元利償還金への算入といった、国による財政措置を見込んでいます。

特別交付税については、合併に伴う包括的な措置を見込んでいます。

3. 国庫支出金・県支出金

過去の実績推移を踏まえ、国の合併市町村補助金や、県の合併特例交付金といった財政支援措置を見込んでいます。

4. 地方債

普通建設事業の実施などに必要な経費を見込んでいます。既存の制度に基づいて発行する通常債のほかに、新市建設計画に伴う事業には合併特例債を充当します。合併特例債の発行額は、新市の長期的な歳入と歳出のバランスを考慮して、後年度の元利償還金の返済が過度の負担とならないように設定しています。

(2) 歳出

1. 人件費

一般職員については、退職者の補充抑制による段階的な削減効果を見込んでいます。また、特別職員についても、合併に伴う定数減による効果を見込んでいます。

2. 扶助費

少子高齢化の進行に伴う各種経費の上昇を見込んでいます。また、新市で実施する生活保護事業に要する経費を見込んでいます。

3. 公債費

平成30年度までに借り入れた地方債の償還予定額に、新市建設事業の実施などに伴い新たに借り入れる地方債の償還額を加えています。

4. 物件費

過去の実績推移等を参考に、合併に伴う節減効果を見込んでいます。

5. 補助費等

各種団体に対する補助金等の整理・統合による節減効果を見込んでいます。

6. 繰出金

高齢化の進行に伴う介護保険特別会計や、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加などを見込んでいます。

7. 普通建設事業費

経常的に実施する事業のほかに、新市建設計画に基づく事業を見込んでいます。

◆財政計画（歳入）◆

区分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
地方税	6,258	6,394	6,479	7,171	7,330	7,055	6,893	6,839	6,717	6,784	6,834	6,737	6,944
地方譲与税	449	546	765	346	334	316	306	301	282	269	256	268	266
各種交付金	890	850	816	715	697	659	656	624	580	610	687	1,042	919
地方交付税	3,528	3,935	3,667	3,239	3,469	3,623	4,010	7,842	4,322	4,142	4,029	4,503	3,992
分担金 ・負担金	173	215	222	220	211	215	219	211	196	198	215	232	224
使用料 ・手数料	290	301	303	311	290	290	295	272	296	298	294	277	269
国庫支出金 ・県支出金	2,121	2,938	2,271	2,173	2,362	3,734	3,404	3,862	3,525	4,165	3,410	3,600	3,588
地方債	1,805	1,828	1,785	1,406	1,359	1,442	1,876	1,446	1,484	1,548	1,803	1,682	1,611
その他	2,151	1,385	1,566	2,067	1,701	1,196	1,857	1,843	3,143	2,012	1,763	1,257	1,477
歳入合計	17,665	18,392	17,874	17,648	17,753	18,530	19,516	23,240	20,545	20,026	19,291	19,598	19,290

◆財政計画（歳入）◆

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地方税	7,026	7,129	7,154	7,202	7,467	7,526	7,510	7,411	7,398	7,392	7,294	7,301	7,311
地方譲与税	266	270	283	266	266	266	266	266	266	266	266	266	266
各種交付金	1,031	1,088	1,022	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
地方交付税	3,928	3,823	3,793	3,710	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
分担金 ・負担金	238	221	217	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193
使用料 ・手数料	270	241	200	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192
国庫支出金 ・県支出金	3,796	3,833	4,620	4,370	4,494	4,519	4,596	4,620	4,634	4,715	4,807	4,767	4,800
地方債	1,574	2,172	1,923	2,426	2,826	2,514	2,535	2,198	1,786	2,062	2,416	1,883	2,101
その他	1,568	2,188	1,586	1,692	1,444	1,525	1,657	1,835	1,890	1,950	2,137	2,159	2,194
歳入合計	19,697	20,965	20,798	21,300	21,731	21,584	21,798	21,564	21,208	21,619	22,154	21,610	21,906

注) 各種交付金: 利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金、軽油・自動車取得税交付金、地方特例交付金

その他: 諸収入、財産収入、繰入金、寄付金、繰越金

◆財政計画（歳出）◆

区分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
人件費	4,137	4,301	4,307	4,238	4,223	4,116	4,046	4,054	4,018	3,991	3,958	4,037	3,938
扶助費	1,239	1,757	1,844	2,025	2,036	2,129	2,803	3,015	3,051	3,085	3,344	3,674	3,974
公債費	2,124	2,114	2,120	2,201	2,215	2,029	2,036	2,097	2,054	2,053	1,992	1,768	1,821
物件費	2,714	2,424	2,504	2,495	2,432	2,500	2,482	2,828	2,686	2,635	2,711	2,816	2,826
維持補修費	225	218	227	238	228	273	263	121	226	393	291	320	259
補助費等	1,673	1,387	1,398	1,297	1,279	2,522	1,595	1,638	1,562	1,177	1,273	1,236	1,251
繰出金	1,957	2,027	2,088	2,242	2,215	1,867	2,058	2,610	1,776	2,599	2,796	2,888	2,523
普通建設 事業費	2,842	3,304	2,567	2,222	2,064	1,999	2,426	986	1,602	2,569	1,991	1,370	1,590
その他	65	103	105	44	473	129	612	3,450	2,177	391	247	506	411
歳出合計	16,976	17,635	17,160	17,002	17,165	17,564	18,321	20,799	19,152	18,893	18,603	18,615	18,593

◆財政計画（歳出）◆

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
人件費	3,817	3,829	4,191	4,667	4,690	4,713	4,736	4,759	4,782	4,805	4,829	4,853	4,877
扶助費	4,125	4,035	4,501	4,745	4,839	4,935	5,033	5,133	5,235	5,287	5,339	5,392	5,392
公債費	1,879	1,888	1,809	1,947	1,985	2,052	2,088	2,122	2,127	2,098	2,094	2,119	2,099
物件費	2,791	2,962	3,726	3,092	2,888	2,916	2,916	2,916	2,916	2,916	2,916	2,916	2,916
27 維持補修費	270	381	287	318	318	318	318	318	318	318	318	318	318
補助費等	1,264	1,758	1,585	2,272	2,283	2,294	2,305	2,316	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327
繰出金	2,616	2,653	2,664	1,908	1,927	1,946	1,965	1,984	2,003	2,023	2,043	2,063	2,083
普通建設 事業費	1,874	2,439	1,504	2,311	2,761	2,370	2,397	1,976	1,460	1,805	2,248	1,582	1,854
その他	21	22	531	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
歳出合計	18,657	19,967	20,798	21,300	21,731	21,584	21,798	21,564	21,208	21,619	22,154	21,610	21,906

注)その他:投資・出資・貸付金、積立金

那珂町・瓜連町 新市まちづくり計画変更計画
令和2年3月

■ 発行：那珂市

〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819-5

TEL. 029-298-1111 FAX. 029-298-1357

◇HPアドレス <http://www.city.naka.lg.jp>